

国の責任において消費者被害対策としてのパチンコ規制を求める決議

パチンコ遊戯者は、全国に1670万人存在するとされ(レジャー白書2011)、そのなかに100万人以上の、自らの意思の力だけではどうしてもパチンコをやめられないパチンコ依存症患者が存在する。

そして、パチンコをやめられないために、家族・友人に尻拭いさせ、他人の金に手をつけたり、炎天下に幼児を放置して死に至らしめるなどの犯罪を犯してしまう人たちが多数存在する。パチンコをやめられないために、家族、友人、仕事、家といった人生の糧を失ってしまうのである。また、本人を取り巻く家族、友人や、犯罪の被害者らが被るダメージも計り知れないものがあり、パチンコの存在ゆえの不幸、すなわち、「パチンコ被害」が日本中に蔓延している。

パチンコの実態は賭博そのものであり、その本質である換金が禁止されるべきことは当然であるが、「事業者」としての「パチンコ業者」と、「消費者」としての「パチンコ遊戯者」を対置する場合、「パチンコ被害」を「消費者被害」のひとつとして位置づけることができる。

すなわち、1670万人のパチンコ愛好者のうち100万人を超える顧客がパチンコ依存症という病気を発症するとすれば、特定のサービスの販売により、その顧客の6%以上の者が健康被害を生じているわけであって、そのような危険なサービスの販売が許されていいはずがない。

諸外国のギャンブル規制は、消費者保護法制の一環として位置づけられており、また、韓国では、国家ゲーミング産業統合監視委員会を設けるなど、ギャンブル依存症対策を国の責任として位置づけて、ギャンブル依存症対策に積極的に取り組んでいる。

これらの取組みは、我が国のパチンコ被害対策を検討するうえで、大いに参考にすべきである。

私たちは、パチンコ被害を消費者被害のひとつとして理解し、国がその被害者のケアに責任をもって対処し、新たな被害発生を抑止するために、換金の禁止や入場規制を含む適切なパチンコ規制の速やかな実施を求める。

以上

2011年11月26日

第31回クレサラ・ヤミ金被害者全国交流集会参加者一同